

令和5年3月29日開催

令和4年度
燕市農業委員会第12回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月29日(水曜日)
午後1時30分～午後2時12分

2. 開催場所 燕市役所4階 委員会室

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

(4) 議事

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第71号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第72号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の
決定について

議案第73号 燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止
について

議案第74号 燕市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する
指針」の改正について

議案第75号 農業委員会事務局職員の任免について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

16番 金山 吉夫 17番 瀬戸 一義

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第12回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号16番 金山 吉夫 委員及び</p> <p>議席番号17番 瀬戸 一義 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第30号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第30号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号165番 田中新字前田の田、計2筆、1,278㎡、売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号166番 国上字居下の田、1筆、159㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号167番 中島字下表の田、1筆、346㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号168番 秋葉町四丁目の田、計6筆、1,230㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号169番 佐善字堤内の田、1筆、455㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号170番 熊森の田、1筆、5,205㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 171 番 中川字中道上の田、計 2 筆、931 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 172 番 富永字腰廻の田、計 6 筆、4,463 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 32 番 田中新字前田の田、計 2 筆、1,278 m²、契約内容は売買、対価は 10 万あたり〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 33 番 水道町三丁目、他の田畑、計 33 筆、40,664 m²、契約内容は使用貸借です。</p> <p>受付番号 34 番 富永字腰廻の畑、1 筆、277 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 35 番 小牧字江端の田、1 筆、99 m²、契約内容は贈与。位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 3 月 22 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>3 月 22 日、午後 1 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、委員 12 名による審査の結果、「農地法第 3 条の規定による</p>

	許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。
議長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号14番 井土巻字土手外の畑、1筆、1,142㎡、転用目的は、共同住宅12戸及び駐車場20台。位置図・土地利用計画図は、議案資料3～4頁をご覧ください。</p> <p>経営の安定を計るため、共同住宅を建設するものです。申請地は工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号15番 井土巻字土手外の畑、1筆、1,038㎡、転用目的は、共同住宅10戸及び駐車場18台。位置図・土地利用計画図は、同じく議案資料3～4頁をご覧ください。</p> <p>経営の安定を計るため、集合住宅を建設するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

土田委員長	<p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号100番 下粟生津字上河原の畑、1筆、212㎡、転用目的は資材置場、契約内容は贈与、令和5年4月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料5～6頁をご覧ください。</p> <p>自動車販売業を営んでおり、建設会社が所有する隣地の資材置場を借用しているが手狭となったため、当該地を譲り受け転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号101番 米納津字八幡の田、1筆、194㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和5年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料7～8頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでいますが、手狭となり住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号102番 田中新字裏畑の田畑、計4筆、1,199㎡、転用目的</p>

事務局	<p>は倉庫及び機材置場、契約内容は売買、令和6年8月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料9～10頁をご覧ください。</p> <p>コインランドリーを経営しているが、借用している倉庫が手狭となったため当該地を購入し倉庫及び機材の仮置場とするものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号103番 大武新田字新町裏の田、1筆、430㎡、転用目的は店舗及び駐車場30台、契約内容は賃貸借、令和5年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料11～12頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、店舗（コンビニエンスストア）を建設するにあたり、申請地の敷地の一部が農地のため転用申請するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号104番 杉柳字杉柳の田、1筆、911㎡、転用目的は建売住宅4棟、契約内容は売買、令和5年12月28日完工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料13～14頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、建売住宅4棟建設し販売するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号105番 吉田字六反の田、1筆、422㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和5年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料15～16頁をご覧ください。</p> <p>住宅が老朽化したため当該地を購入し住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 106 番 吉田法花堂字新田前の田、計 2 筆、6,000 m²、転用目的は工場及び駐車場 38 台、契約内容は売買、令和 5 年 12 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 17～18 頁をご覧ください。</p> <p>現在の工場の倉庫が手狭となったことや従業員駐車場が不足していること、また今後新しい設備も導入予定のため当該地を購入し工場を建設するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されると思います。</p>
事務局	<p>受付番号 107 番 分水文京町の畑、1 筆、210 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 9 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 19～20 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでいるが、手狭となり住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、転用面積が 3,000 m²を超える案件について、現地で事務局の説明を受けました。審査の結果、農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

議 長	り「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。
議 長	次に議案第71号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第71号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号18番 又新字箴割の田、1筆、1,100㎡、移転時期は令和5年4月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和5年4月30日。位置図は議案資料21頁をご覧ください。</p> <p>受付番号19番 吉田本所字藤島の田、1筆、608㎡、移転時期は令和5年4月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和5年4月30日。位置図は同じく議案資料21頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号72番 長所字前田川東の田、1筆、830㎡、10年の再設定になります。以下、お読み取り下さい。</p> <p>なお、関係委員の案件として、議案の15頁、受付番号79番の山上委員の案件が関係委員案件となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号79番を除いて土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転2件、関係委員の案件である1件を除く利用権の再設定13件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	<p style="text-align: center;">（質疑なし）</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p>

議 長	とおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、受付番号 79 番を除いて委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 5 番 山上 忠委員は退席願います。 (関係委員 退室 午後 1 時 4 9 分)
議 長	それでは、関係委員の案件、受付番号 79 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、受付番号 79 番について、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 1 時 5 1 分)
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	次に、議案第 72 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 72 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。 議案の 18 頁をご覧ください。 はじめに公社借入の農用地利用集積計画であります。 10 年の集積計画であります。 議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み

事務局	上げさせていただきます。
事務局	受付番号 268 番 東太田字惣田、他の田、計 8 筆、7,970 m ² 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	次に、22 頁をご覧ください。3 年の集積計画であります。 受付番号 280 番 富永字腰廻の田、計 6 筆、3,208 m ² 、設定期間は令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年であります。
事務局	次に、公社貸付の農用地利用集積計画であります。 10 年の集積計画であります。議案の 23 頁をご覧ください。 こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 167 番 東太田字惣田、他の田、計 8 筆、7,970 m ² 、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 10 年であります。以下、お読みとりください。
事務局	次に、27 頁をご覧ください。3 年の集積計画であります。 受付番号 179 番 富永字腰廻の田、計 6 筆、3,208 m ² 、設定期間は令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画、計 26 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	(質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を原案どおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり

議 長	農用地利用集積計画を原案どおり「決定」とする事に決しました。 なお、議案第 71 号、議案第 72 号の案件につきましては、 <u>4 月 5 日</u> の告示により効力が発生する事になります。
議 長	次に、議案第 73 号「燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 73 号「燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」を説明致します。 農地法の改正により、4 月 1 日から 50a の下限面積が廃止されます。 それに伴いまして、燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準で 0.1a の下限面積が設定されていましたが、これが廃止されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の廃止について、法律に定められた変更であるため、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「承認」とすることで、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、「承認」とすることに決しました。
議 長	次に、議案第 74 号燕市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い

議 長	致します。
土田委員長	審査の結果、燕市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「承認」とすることで、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、「承認」とすることに決しました。
議 長	次に議案第75号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第75号「農業委員会事務局職員の任免について」です。 令和5年3月31日付、及び令和5年4月1日付を以って、職員の異動があります。 任を命ずる者、農業委員会事務局、事務局長、加藤篤聡。農政課からの異動です。 農業委員会事務局、主任、波多野見保。生活環境課からの異動です。
事務局	続いて、任を解く者、農業委員会事務局、事務局長、小池和恵。退職となります。 農業委員会事務局、主事、漆原裕希。税務課への異動となります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「職員の任免について」、意見は特になかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。本件について、議案のとおり「任免」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって本件については議案のとおり「任免」とすることに決しました。</p>
議 長	<p>それでは、新たに事務局に異動される加藤事務局長、波多野主任、前に出ていただいて一言お願いします。</p> <p>(事務局長、主任：あいさつ)</p>
議 長	<p>これから、よろしくお願いします。</p> <p>続いて、退任される小池事務局長、漆原主事、平成 28 年から会計年度任用職員として尽力された丸山さんについても 3 月 31 日で退職されますので一言お願いします。</p> <p>(事務局長、主事、丸山さん：あいさつ)</p>
議 長	<p>退任、異動される小池事務局長、漆原主事、丸山さん大変お疲れ様でした。</p> <p>新しく事務局に異動される加藤事務局長、波多野主任につきましては、これからよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 1 2 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月29日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 金山吉夫

議事録署名委員 瀬戸一義
